

大友氏入国以前の大野荘と大神氏

中

野

藩

能

目 次

- 一、豊後国大野郡と大野荘
- 二、鎮守八幡宮とその組織
 - (1) 鎮守八幡宮
 - (2) 大野八幡宮の由来
 - (3) 同社縁起の批判
- 三、豊後武士団の棟領
- 四、豊後大神氏の出自
- 五、大野氏と大友氏
 - (1) 大野荘の成立
 - (2) 祇園社の勧請
 - (3) 大野氏の滅亡

一、 豊後国大野郡と大野莊

豊後國は文武二年（七〇五）九月（統紀卷一四）以前の頃迄は豊國であったと考えられるが（豊後風土記）分離以後に於ては九州の中央に位している豊後國のほぼ中央にある郡が大野郡である。

豊後風土記によると大野郡については

大野郡こほり 郷肆所きよよどき 十一里じり 駅式所えきしき 烽壠所とうりょう 此郡所すうぐん 部悉皆在三原野ぱらや 因これ 斯名曰い 大野郡おののひはり

とあるが、郷肆所は和名抄によると田口、大野、緒方、三重の四郷である。弘安図田帳には井田郷があり、貞治六年（一三六七）正月廿日には吉弘一墨は井田郷内を由原八幡宮に寄進している（柞原文書）。そして豊後國志による「今田口在井田郷内、是古名廢、存三丁村」已（①）とある。鎌倉時代には田口郷の名は既になくなっている。（図田帖）田口郷は井田郷に包含されたのであろう。その境は大きく大野川がそれに当り、南岸に三重・緒方、北岸が田口・大野となつていて、三重郷は現在の南海部郡の宇目村を含んでいたと考えられている。（②）

従つて現在町村でいえば田口郷は千歳、犬飼町、長谷村、大野郷は大野町、朝地町、緒方郷は清川村、緒方町、三重郷は川登村、野津村、戸上村、南野津村、三重町、宇目村になっている。中世の文書によると大野郷は大野莊となり、弘安図田帳によつて大野庄の構成をみると次の如くなつてゐる。

大野郡 八七〇町

大野莊

三〇〇丁

領家三聖寺

下村

七六

地頭職戸次二郎重頼

六九、九、小

三三、一、三〇〇

五、六、三〇〇

三、一

上村

五一

二五、五

二五、五

七三

志賀村

三六、五

詫摩別当能秀同次郎時秀

同新三郎資秀

同四郎太郎泰長配分

志賀太郎泰朝嫡子藏太郎、貞朝、貞親、烏帽子継言

六三、三

大輔阿闍梨禪秀

三三、一、小

大野郡全体をみると大野莊三〇〇丁、三重鄉一八〇丁、國領野津院六〇丁井田鄉八〇丁五反、緒方莊二八〇丁となる。これを合計してみると次表の如く計九〇〇丁五反となる。

大野莊

三〇〇丁

そこで、岡田帳「大野郡八百七十町」と合わないが到津文書建久八年の岡田帳に

大野太郎基直相続
基直妹相続
同氏善修理亮広衡妻今死去子息鶴丸

輔阿闍梨良慶

基直妹相続

三重郷 一八〇丁

野津院 六〇丁

井田郷 八〇丁五反

緒方莊 二八〇丁

計 九〇〇、五〇

よると「一、大野郡田代九百十余丁此内緒方郷三百余丁宇佐宮領二百四十余丁」となっている（上表）であるから弘安図田帳一本九一〇余町の方が正しいようである。何れにしても大野莊は大野郡の最大面積をもつた莊である。そして大野庄の構成は下、中、上村及志賀村の四村より成り、これを現在町村名にあてると下、中村が現大野町にあり上村志賀村が現朝地町となつてゐる。現地調査によつてみると下村は千歳から朝地町に通ずる県道の北部であり南部緒方町に接する方が中村であり、上村は朝地町の南よりを流れる平井川に沿つて大凡北部であり南部が志賀村に当る。

縄文早期の田村遺跡は上村に當る。全莊に石器は多く出しているが、古墳については中村に二ヶ所が判明し、最多いのは志賀村であり、景行紀にみる志賀神鎮座の地である。従つて大野莊の中で古墳時代に最も栄えたのは志賀附近で、それから上、中、下の順序に開かれた事が想像されるのである。

（注）① 佐藤四信氏「豊後風土記研究」二二三頁にも、この説をとつてゐる。尚、貞治の井田郷については渡辺澄夫博士の御教示を得た。

② 同 右

③ 朝地町教育委員会「大分県大野郡朝地町田村遺跡報告書」（昭三五）

二、鎮守八幡宮とその組織

(1) 鎮守八幡宮

大野庄の鎮守は八幡宮であり、下村は浅草八幡、中村は上津八幡、上村は深山八幡、志賀村は若宮八幡（旧志賀神）となる。社記によると八幡宮の中心は上津八幡で浅草、深山は別宮になり、それは三社一駄とされているので、八幡宮と若宮という事で大野庄鎮守が構成されている。外に旧郷社として八坂神社がある。上村寄りで下村の中間地帯になる「養老」に鎮座している。

下村中村のほぼ中間に「田中」があり田中城なる中世古城址があり、ここに大野一族の田中氏が住んでいたという。

(2) 大野八幡宮の由来

上津八幡宮を「本上津」と称するが、本上津神主大野播磨守の書いた天保六末年「本上津古談」によつても「本上津」と記している。本上津の由来について

一聖武天皇神龜元年カニ始、同二年十一月十五日社殿造営、森林牛王堂与称ス

一孝謙天皇タツミ平勝宝年中社号ヲ改メ菱形峯八幡宮ト称ス

一桓武天皇延暦三年甲子年正月十一日寅刻神勅ニ依而社号ヲ改而上津ト称ス内大臣藤原良継効使也

一仁明天皇承和元年甲寅右大臣清原夏野執奏ニ依テ国司大江宇久ニ仰而宮社造営其後国司常修補之

一勤神事之條タマ哩ニ入ルヘシ長似ハ一條院与号也

一後白河院保元年中鎮西八郎為朝矢松一筋寶納鳥之古長六寸巾一寸表ニ八幡大菩薩裏ニ一心之二字有

一寿永年中緒方三郎惟榮當社造営、平野入道萱方入道奉行也

一同時造営成就而當宮之時福寿之扉一張緒方三郎惟榮寄進

一建久年中鎌倉殿日本國中六十六部納經之時ハ當社ニ大友家ニ仰而紺紙金泥之口 □社庫ニ今有、

一承元年丁卯正月五日大友左近將監能直當社參詣、社領三百貫ヲ寄附也、□神主大野家基ニ末國俊之短刀長七寸五歩、餘之竿指添而私家今ニ所持付、家基ニ一字賜而称ス又悼事有而大野氏ヲ贊而三代与称ス、此例ニ依而代ミ大友家ノ一字ヲ賜ふて実名与ス

○以下略ス

とあり、上津八幡宮の創始並に大野氏を改めて三代氏になつた来由が示されている。豊後国志によると上津八幡宮は「旧上津八幡祠」と記し「在大野郷片島、社記或曰、天長中（八二四～三三）、叡山金龜和尚^{（敬力）}由原祠之後、到此興一祠、称上津八幡、有長徳三年（AD九九七）十二月三位大納言頼房命修五節神事之書、寿永二年緒方惟栄再修祠宇、其後大友氏、戸次氏世営修、且寄神田、其書曆世藏之、有石華表刻日至徳三年十一月藤原親世^{（大友十代）}、」とある。それに対し深山八幡（上村）について豊後国志には

在大野郷和田村、以此祠及旧上津、浅草、称大野郷三宗祠、神龜中建祠、或曰天正中所創、未詳、建久以降大友氏世奉祭祀、修祠宇、寄祭田、其賜書曆世皆藏之、石華表^{（闇夜）}永年立之、
とあり同書に浅草八幡（下村）については、

在大野郷宮迫村浅草山上、祠來由同上、

とある。

祭神についてみると次の如く云われている。

下村	浅草	応神天皇	神功皇后
----	----	------	------

ク

月ヨム	（満月）
-----	------

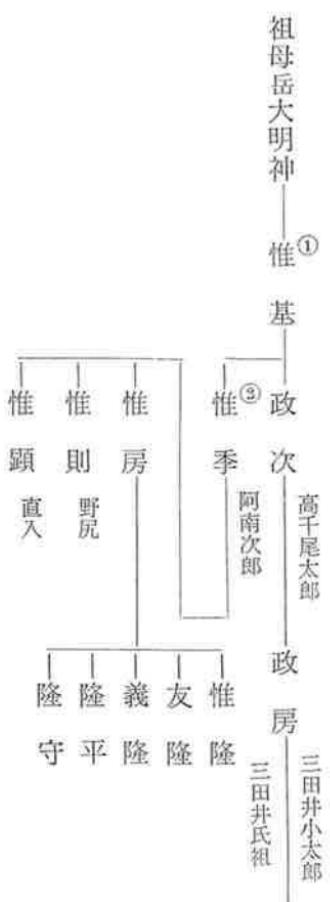
上々 深山 ク ク 月ユミ（半絃）

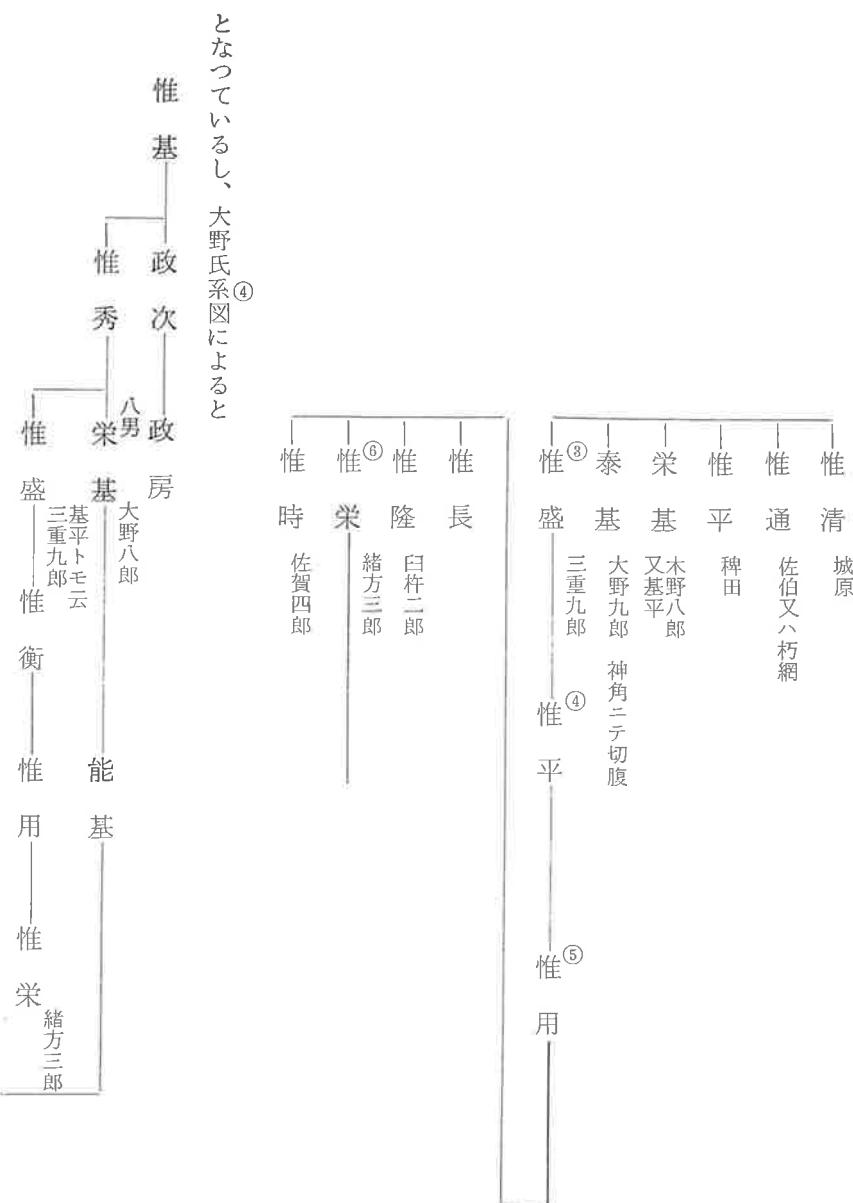
そして三社は別々の社でなく一社であると伝えている。

(3) 同社縁起の批判

さて以上は社伝及び従来の説であるが、これ等の説のうち社記による大野八幡社の創祀から考察しよう。まづ、「神龜元年云々」とあるのは宇佐の八幡宮についての創祀を摸倣したもので宇佐八幡宮が官社として成立するのが神龜二年（七二五）で、この時同時に大野郷に勧請された事は全く考へられない。奈良時代までの宇佐宮は八幡宮で、神龜二年は八幡神は漸く宇佐神と合体した時である。又大野郡と八幡神の関係ができたのは天平勝宝二年（七五〇）二月廿九日一品八幡大神に封八百戸（前四百廿戸）位田八十町（前五十町）の二品比咩神に封六百戸位田六十町を充てられた時であり、この時、豊後緒方郷、日向兒湯郡、臼杵郡は比咩神封戸として貢進されたのである（宇佐大鏡）。

次の点は日向、豊後の太神氏の発生が問題である。大神佐伯系図によると





——基——是——秀——基——保——基——時——基

となつてゐる。この系図中実在の人物として史上に現れるのは大野九郎泰基と緒方三郎惟栄である。而して泰基と惟栄は同時代の人でなければならぬのであるが、佐伯系と大野系を比較しても泰基は惟基より三代目に当り、惟栄は六代目に當る。この系図の惟栄を六代目とすれば泰基も六代目あたりでなければ合はない。仮に惟基から惟栄を六代目とすれば惟基は宇佐宮に於ては大宮司公則の父公忠の頃であり、長元、長曆（一〇三七—一〇三九）の頃の人となる。もともと八幡宮と大神氏は密接不可分の関係にある。神社は土地の「社」であり「祇」を祭る場合と氏人が「神」を祭る場合とがある。祭神が動くのは氏人が動く場合で、シャマニズムの傾向が強くなつてからである。そして布教的になるのは本格的には仏教と融合してからで、八幡神の場合、東大寺八幡の如き例が最初であるが、本格的伝播をするのは八幡菩薩と称せられる平安になつてからである。神社の伝播はもともとは氏人と共に動くのであるから、八幡神の勧請は氏人大神氏の場合が最も多いとみなければならず、更に又八幡菩薩の伝播は六郷山の成立後天台僧による仏法守護神としての勧請が盛になつてからである。そこで最も多くなつて行くのは貞觀の石請水勧請以後であるが、豊後の場合はそれより前天台僧金龜による天長平中（八二四—三三）に勧請された由原宮がある。由原宮の勧請は始めてみる宮寺様式であり、山獄寺院の影響をはつきりとうけている。所が大野八幡宮の場合はこれとも異り、六郷山の如き三山様式をとつてゐる。一山を主体とする山岳神社様式とも異つてゐるので、少くとも修驗道最隆盛期十世紀前後の様式と考えられる。然るときは上津八幡文書にある長徳三年（九九七）三位頼房寄進状の頃となるが、この文書は疑わしい点があるのでそのまま採るわけには行かない。

三山様式とは全国の山岳宗教教団にみられるものでその起源は中国の天台山の様式に始るが、遠因は三尊形式によつたものであろう。日本で最もはつきりしているのは豊後国東郡の六郷山の場合で本山、中山、末山の三山になっている。山岳神社の場合は一山に本宮、中宮、下宮の三社が鎮座する場合が多く、山岳寺院の場合は一ヶ所に集つてある場合もある。^⑥ 大野八幡宮はその三山様式によつてゐる。しかも上村・中村・下村の「中社」の鎮守であると共に莊の鎮守三社の中心になつてゐる。こうした庄全体が一山になつてゐる事例は又全國に珍しい特異な形態である。三社を含めての大野八幡宮が宇佐に比較すると「大宮」に当り、これに対しても上村に若宮を持せしめている興味深い例である。三山組織における中山が修行僧の山で修驗寺院では久住方に當る所である。大野八幡では上津八幡がそれであり、ここが統轄しているわけで多分に修驗化した神社である。上津を本上津と称し（宝福寺由来記）、大野八幡大宮司の司る社であり深山、淺草に祝をおいて一社の形態をとつてゐる。これは深山八幡宮文書一号或は上津八幡二号文書（大分県史料所収）にみる建久二年の「深山宮神領坪付境注文案にみる如く、「大宮司大神安基在判、小野祝所在判」の連署差出により「深山祝殿」に宛ててゐる。上津の大宮司に対して深山の司祭は祝になつてゐる事からも一社の形態をとつてゐる事が実証される。

宗教史では神社の祭神は余りあてにしていながら普通であるが、試みに大野八幡の祭神をみると（前掲）、応神天皇神功皇后に月統神が祀られている、仲哀天皇がなく神功皇后のある事は明に「弘仁」以後の八幡宮であること、更に降つて石清水的でもあるこの点もみのがされない。

中世には上津の山を菱形と称してゐる。山上の鳥居の銘に

〔右柱銘〕

「至徳三年内寅十一月吉日」

〔菱形山〕

〔左柱銘〕
〔大友
大願主藤原朝臣親世謹白〕

とある。これによつてみても中世にも菱形山と呼ばれた点が明である。宇佐宮鎮座の山の下の菱形池に因んだものである。且又神宝造贊が三十三年である点なども、全く字佐様式である。

大野八幡宮については今一つ別当寺の問題がある。大野八幡三社には夫々別の別当寺があり上図の如きである。

鎮座地	別當寺名	本尊名
上 村	東照寺	藥 師
中 村	福 德 寺	地 藏
下 村	法 要 寺	十一面觀音

その外社僧十二人（坊カ）がありその外大野八幡宮本地基として有栖山大護寺がありその六坊より毎年祭礼に社参し、仁王経を統誦したという。

大護寺は酒井寺とも号し中村にある。元享四年二月三日に志賀村堀池名井尻一段と平井名峯本田地壱段の相伝の文書を大護寺院主代如一が出している。

元天台であったのが大野泰基の頃真言になつたと言わっている。⁽⁸⁾ 真言寺院としては、大野庄西北方にある神角寺

が西の高野山と言われる寺院で口碑に八百坊を有したというが事実は数十坊を有していたにすぎない。安基の叛乱で焼かれ鎌倉時代に六坊が建てられたといわれる。これを上津八幡で言えば、宝福寺が神宮寺であり神角寺が、その奥院である。宇佐宮との比較でいえば宝福寺が弥勒寺で神角寺は御許山靈仙寺又は国東の六郷満山に当るわけである。

以上大野八幡宮について述べたが、この宮の成立の経路については祭祀者である豊後大神系図を参考する要がある。同系によると惟基の子惟秀が阿南次郎といわれ、惟季の子が大野泰基となつてゐるし、更に又緒方氏は泰基弟惟盛から出ている事をみると由原宮との関係を無視できない。即ち阿南次郎は恐らく由原宮に關係のある阿南郷の郷司であ

つたろう、緒方氏は明に宇佐宮領緒方庄の莊官であつた。^⑩

かかる意味に於て大野八幡宮は宇佐宮との密接不可分の関係をもつてゐる事を無視する事はできない。

(注) ① 大分県大野郡大野町片島大野章平氏蔵

② 社伝、社司家に伝う。

③ 大分県郷土史料集成上巻

④ ①に同じ。

⑤ 由原宮縁起編年大友史料、続群書類從第三下所収

⑥ 拙稿「山岳修驗の三山組織」(宗教研究一七〇号) 修驗寺院、神社が三つの機能を果す組織で、恐らく仏教による「三尊仏」のもつ法的機能から來たものであろう。

⑦ 上津八幡文書三号、弘長元年十一月廿日上津社神宝造替注文案(大分県史料十三巻六八頁)

⑧ 三聖寺文書(東大史料編纂所影写本)

⑨ 十時英時氏説

⑩ 大神都甲系図(大分県史料九巻所収)によれば惟季孫惟隆は阿南郷司である。

⑪ 宇佐宮回録考によれば「豊後國緒方三郎惟宗者神領同緒方庄庄司也」云々とある。而して緒方庄は日向高知尾庄に隣接した莊であることも注目すべきである。

三、豊後武士団の棟領

現在も豊後大神氏に關係する人々は豊後の大神氏を豊前大神氏と厳密に區別している。既に豊後大神氏については第二節に大神佐伯系図を示したがそれによると豊後大神氏は祖母岳大明神をその祖として大明神の子を惟基とし、そ

の子政次を高知尾太郎としその子政房を三田井小太郎とし、更に政次の弟を阿南次郎惟季とし惟季の子を前掲の如く野尻、直入、城原、朽綱、稗田、大野、三重氏の祖とし、三重九郎大夫惟盛の四代の孫が臼杵次郎惟隆、緒方三郎惟栄としている。然る時は惟基三代の孫が大野九郎泰基、六代の孫が惟栄になるが、前にも示摘した如く泰基と緒方惟栄は同時代の人であるにもかかわらずそこに三代の時代のずれが見える。

然るに大神大野氏系図によれば、惟基—惟平—○—家基—泰基となつてるので惟基五代の孫が泰基という事になる。惟基は吾妻鑑治承五年一月廿九日の条にも

於鎮西有兵革、是肥後国住人菊池九郎隆直、豊後国住人緒方三郎惟能等、反平家之故也、同意隆直之輩、木原次郎盛実法師、南郷大宮司惟安、相具惟能者、太郎六郎家基高田次郎隆澄等也（以下略）

とあり源平盛衰記治承五年一月十三日の条にも

宇佐大宮司公通カ脚力トテ、六波羅ニ著状ヲ披クニ云、九国住人菊池次郎高直、原田大夫種直、緒方三郎惟義、臼杵、部梶、松浦党ヲ始トシテ、謀反ヲ発シ、東国頼朝ニ与カシテ、西府ノ下知ニ随ハスト申タリ

とあり、同様の事は保暦間記にもみえる。元暦二年十月廿日には藤原頼経は緒方惟義と謀り大宰府を侵した。平家物語には

これを緒方の三郎惟義に下知す、かの惟義と申すは、おそろしき者の末にてそ候いける（中略）かかる恐しき者の末なればにや、国司の仰せを院宣と号して九州二島に廻反をしたりければ、然るへき者をも、惟義にみな従ひつく、（中略）

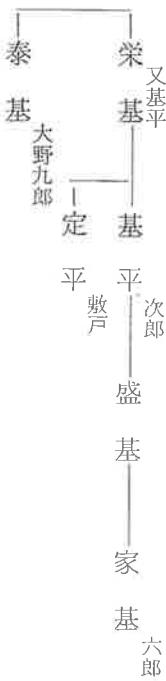
又同書「大宰府落ちの事」条には

かの緒方の三郎は小松殿の御家人なり、
とか

惟義か次男野尻次郎惟村を使ひ者にて、
とある。

これ等の事情をみると平安末期緒方惟栄は緒方庄の莊官武士として既に豐後はもとより九国に一應名ある武士としての成長をみる事ができると共に、ここにみる武士木原次郎（豊後直入郡）大野六郎家基、高田次郎隆澄等は、家基は大野庄（大野郡）隆澄は高田庄（大分郡）臼杵は臼杵二郎惟隆で臼杵庄（海部郡）、部櫻は戸次惟義（惟栄二男、野尻惟村の子か又は惟栄長子惟久孫戸次郎惟隆か）で戸次庄の莊官領主層であろう。夫々の莊が領家を離れて横の連絡を血縁関係によって系図に表わされていることは武士団を成立せしめていた事を物語るものである。

大野六郎家基を佐伯系図によつてみると、大野八郎栄基又基平の四代の孫になつてゐる



この系によれば大野六郎家基は惟基から六代の孫で惟栄と同時代の人となるので系図上の年代も合致する事になる。
更に栄基と泰基は兄弟になつてゐるが、大野泰基は安基とも書き、上津文書深山文書によると、建久二年に大宮司大

神安基があるので、実在の人であろう。そうすると系図が誤っている事になる。代数からすれば佐伯系によれば惟基から六代目になる事が順序でなければならないので大野六郎家基の弟ではあるまいかと考えられるが、都甲系図によると家基の子として五代目になっている。

このように平安末期における豊後大神氏は海部、大分、大野、直入の各郡に散在する諸庄に有力なる武士として成立しているが、就中大野郡緒方、大野氏の如く史上に見える武士のいたことはこの地方が九州のほぼ中央であり本所、領家をはるかに離れた辺境型の莊園として有力武士を発生せしめるのに恵まれた莊である点をもみのがしてはならないのである。

このようにして平安末期にはいつか緒方氏は豊後武士団の棟領的存在に成長している。そして各庄をおさえた在地領主層は大神氏の血族関係によって結ばれている。このことは事実大神氏が多かったのでもあろう。

四、 豊後大神氏の出自

ところでこの豊後大神氏が実質的に莊園の在地支配権を有している点をみると大神氏は如何なる方法によつて豊後にに入ったのであろうか。豊後国庄園開発の一例をあげてみる事にする。

豊後国都甲莊は平安末期源経俊が開発したのを速見郡山香郷司大神貞政が経俊の女をめとり、大神氏が山香郷司職をかね領主としてその後地頭職を相伝して行つたのである。⁽¹⁾

先に豊後大神系図の三本を紹介したがこれを都甲本によつてもう一度整理してみると

祖母岳大明神

惟 基 男子
五人

高知尾四郎 (政次力)

(阿南次郎) 子息

阿南 惟季

二人

惟 房 宗 平

惟 隆

阿南郷司 隆 基

植田 七郎大夫

季定 定 綱 助 綱 有 綱

(大野八郎榮基) 盛 基 家 基 泰 基

大野 基平 (三重九郎) 盛 基 家 基 泰 基

白杵 惟衡 惟用 惟隆

惟盛 惟衡 惟用 惟隆

惟 栄 惟 村

史料に現れる人物としては前述の如く大野氏では泰基、家基があるし繙方氏では惟栄、惟村がある。これに対しても先の都甲氏の場合をみると(一六号書等)次の如くなっている。

源恒俊 女 貞門(山香郷司) 貞家(山香郷司) 家忠(山香郷司) 家実(養子) 惟家
大神貞正

都甲文書には正治元年十二月六日大神家貞は所職を養子丹生王に地頭職を譲つてゐる(二号文書)。家実の前は文書にみえないが家実時代からすると鎌倉初期で惟栄、泰基等と同時代の人で貞正を初代とすれば家実は五代であるし、先の豊後大神系図にみる惟基を初代とする、泰基、惟栄も亦五代に当るのである。而も都甲庄の在地領主の都甲氏が山香郷司を兼帶している事は、在地領主化の要因には律令制機構に連する必要があつたのである。平安末期の豊後の社会状勢の一端がみられる。こうして豊後国では律令制機構の官僚が領主化し更に地頭職に移行しているのである。

大野、緒方氏等の祖母岳明神は別にして大野章平本にみる良臣、庶幾は他本にはみられず而も良臣を豊後国司にしているが、六国史にはみえない。⁽³⁾ 然るに大野郡領云々の事は諸本にみられる。しかし実在の人物としては惟基からを考えざるを得ない。惟基については系図にはその出自を中央官僚国司に依存しているが、それは到底考えられない。而も系図によると惟孝の孫惟隆は都甲本によると阿南郷司となつてゐる(都甲文書二三号)。

大分郡は和名抄によると阿南、植田、津守、荏隈、判太、跡部、武藏、笠租、笠和、神前の十郷があるが、武藏は國東郡の誤りであるから先づ九郷とすると、豊後大神氏の惟基の子には日向高千尾、阿南、植田、大野、三重の郷名がみえるが都甲氏の場合をみると山香郷司になつてゐる。惟基の子の場合は日向臼杵、豊後大分、大野郡の各郷名がみえる。日向臼杵郡は宇佐宮施入の封戸の地であり、同じく宇佐宮封戸緒方郷に隣接の地が高知尾である。古風土記逸文によると臼杵郡知鋪郷に天孫降臨の事を伝えて、高千穂神話の古さを伝えてゐる。

和名抄には智保郷と書き、古風土記は「臼杵郡内智鋪郷、天津彦火瓊々杵尊、天降於日向之高千穂^{みだかみ}」⁽⁴⁾ 上峯時。以下略」とある如く「智鋪郷」と書き。「高千穂」はその中にあるが、旧村名で三田川、向山、押方の三つの字がある。中世には「高知尾莊」と称している。阿蘇文書文中三年「日向国高知尾庄、上村冬野栗三所」等がみえるので郷の系図

にみる大神惟基の子「政次高知尾太郎」の「高知尾」は莊園化によつて生れた呼称である事がみられる。莊化してからこの高知尾庄は領家職を熊野社に寄進したのである、日向岡田帳には熊野社領とみえ、且又建長六年四月二十六日の文書に「熊野山領、日向国高知尾庄(雜力作掌)、進士五郎高時、与地頭高知尾三郎政重、相論条々」（集古文書、地名辞典収）とある。^⑤

このように惟基の子は日向臼杵、豊後大野、大分各郡の郷に夫々関係しているが、都印氏の場合先にもふれた如く大神貞正が速見郡山香郷司で都甲莊の領主となり地頭に発展した例をみると惟基の子も日向臼杵、大分、大野郡内の郷司になりついで郷の莊園化と共に在地領主化に移行したものではなかろうか。

更に又これ等の郡の奈良平安時代の動きをみると、大分郡には天長四年十月金龜が由原に、宇佐から八幡を勧請し由原宮を造立したとされている。豊後国志によると賀来郷を立て、由原宮を賀来社といい、賀来社は治承元年八月十六日の官宣言にみえるのが初見である（柞原文書）。いうまでもなく由原宮は宇佐別宮であった（柞原文書）。

大野郡の場合は緒方郷が宇佐宮封戸であったわけで、三郡が何れも宇佐宮と関係深く先の大神都甲氏といい、大野大神氏といい、宇佐宮との関係を離れては考えられない点が多いのである。

そこで宇佐宮神職団の組織についてみることにする。宇佐宮創祀については大神氏を離れて考えられないことはいさまでもない。しかし宇佐の地には旧族宇佐氏があつたが宇佐氏の地位は奈良時代迄は低く、平安に至つて漸く起つている。両氏の大宮司職の競争は劇烈を極めた。両氏の系図によつてみると奈良時代から平安時代を通じて大神宇佐両氏による大宮司は「四十四代」がある。その中大神氏は十九人宇佐氏二五人がみられる（重任を含む）。しかし文書によつて研究してみると天喜元年（一〇五三）補任の宇佐公則より鎌倉初期文治（一一九〇）一三七年の間の大宮

司は悉く宇佐氏で公則、公相、公順、公基、公通の五代のみである。そこでこれを私は「宇佐五代」と称して來た。⁽⁶⁾

大神氏は平安初期に小山田、祝の二氏に分れ、前者は装束所検校小山田社司職を世襲し大宮司職を兼帶し、後者は祝職を世襲して大宮司職に補任したのであるが、宇佐宮封戸が莊園化する寛平（八八九）から寛弘（一〇一一）に莊園の立券が多く、寛弘以後とくに長元八年（一〇三五）以後即ち十一世紀になると、大宮司宇佐公忠以来宇佐氏は宇佐公の公を通名として国造としての古代権力を復活せしめ、大神氏を大宮司から排し豊前諸地方に盛に宇佐氏庶流を配したのである。

ここに於て宇佐宮内部では十世紀十一世紀には大神氏は惣領家小山田、祝氏を除く他の庶流は急に没落を始めている。

先にみる如く大野大神、速見大神はこのように宇佐五代の繁栄する十一世紀後半から豊後に、宇佐宮内部の田部氏は日向の封戸の地を中心に関係各地に勢力を布植し始めている。大野大神も惟基より惟栄、泰基が五代であり、速見大神が貞正より惟家が五代である。然れば惟基、貞正は十一世紀後半の人物である事になる。そこで宇佐大神の二氏即ち小山田、祝氏の系図によつてみると、小山田大神氏は祝雄黒麻呂の長子家弘は子弘宗より小山田社司御装束所検校職を世襲し、時に大宮職を兼帶し、その子の貞弘より、貞の字を通名とした。それに対し、雄黒麻呂の次子の家頼は祝を世襲し時に大宮司職を兼帶し、子の宮次の子孫が「宮」を通名とし、又「惟」を通名とする家に分れて行つた。

ここに於て大神氏の宗教性についての問題にもふれておかねばならない。大神氏は大和大三輪神に仕えた氏族での宗教的な活動は全国各地に著しいあとを残している。九州では、その門戸をおさえる門司閥鎮守、筑前住吉社、同大神社とに大和朝廷が全国統治に当つてからはそれか著しい。宇佐八幡宮ももとをいえば宇佐神（山と川の神）の

信仰^①御許山と宇佐川の信仰であるが、その集団の中に入つて御許山信仰を巧に同化して官社八幡宮を成立せしめたのであるが、豊後の場合も、諸系図に残つてゐる如く嫗岳をめぐる古代信仰、（高千穂信仰）と同化して、神婚神話を成立せしめてその子孫であると称する点、又宇佐氏一族が欽明天皇三十二年に御許山を開き更に六郷山を開いたという仁聞菩薩の信仰に発展せしめたのに對して、大野郡神角山に神角寺を開き欽明天皇三十一年に建立というよう字佐縁起をそのまま踏襲して人聞菩薩に對して日羅律師の信仰を起したりする点、大神氏独自の方法がとられている。

これ等の点を綜合するとどうしても速見大神氏は宇佐小山田大神、の庶流であり、大野大神は宇佐祝大神の庶流であると推定せざるを得ないのである。かくてその年代は十一世紀莊園制発展期であろう。この時惟基が大野郡領として入部し関係各郡の郷司職を獲得して、郷の莊園化と共に在地領主化して行つたものであると考えたいのである。

（注）① 都甲文書（大分県史料九巻所収）

② 渡辺澄夫博士「大分市史、國府時代」

③ 吉田東伍博士「大日本地名辭書」一七四〇頁白杵郡、一七四四頁智保郷には原文を引いてゐる。

④ 前掲地名辭書

⑤ 本書は田尻文書（宮崎県高千穂町三田井田尻氏所蔵）である。

⑥ 拙稿「到津文書解題」（大分県史料第一巻）

⑦ 大分県史料七巻所収。

五、大野氏と大友氏

以上豊後國大野郡及びその諸郷及び庄園鎮守八幡宮、小武士団の成立更に豊後大神氏出自の問題について概観したが、これ等の点をまとめてることにする。

(1) 大野莊の成立

平安における宇佐八幡の信仰が天台宗に結びつく事により、平安初期以来天台僧による伝播、勧請が著しく、由原宮、石清水の勧請に刺戟され、大野郡の場合も封戸緒方郷の関係から、大野八幡宮が勧請されたようである。宇佐宮を宇佐氏に占領されてのび悩んだ宇佐大宮司家大神祝氏の庶流—大神惟基—神官が八幡信仰を背景に十一世紀の初め大野郡に大野郡領として入りこみ、（大野系図によると、惟基の祖父良臣父庶幾を郡領としている）緒方郷に隣接し日向豊後に確固たる地盤をもち後日向に隠然たる古代信仰を形成してきた高千穂、嫗岳明神と婿入神婚による八幡信仰の融合をはかり、大野郡における確固たる地盤をきづき、その子孫を、日向には智輔郷豊後では由原宮を背景にする阿南郷、植田郷、大野郡では大野郷、三重郷等の郷司職を獲得した。更に律令制の衰退と共に在地領主化して行きここに莊園化が行われたが、三重郷の如く国衛の力が強い所では私領化が行われず、その子孫は丹生郷白杵庄に惟隆、緒方庄に惟榮、佐賀郷に惟憲と、三重惟盛の子惟衡二子惟家の二子は戸次庄、穂戸郷の佐伯庄に莊官として入れて行つたのである。

それは都甲本大神系図にみる如く惟季の孫惟隆が阿南郷司となつてゐるので大神惟基の子は少く共智輔、阿南、植田、大野の各郷司職を獲得したもののが如く、これ等の諸氏は夫々郷司職から在地領主化し更に地頭職という順序に移行し、その他の諸氏は莊官から在地領主地頭へ進んだ様子がみられる。

そこで大野郷の場合基平（栄基）、盛基、家基の三代の間に郷は莊化し遂に大野庄が成立したものと推定せられる

のである。

(2) 祇園社の勧請

大野氏の領主化によって私領保持をする為には領家に寄進しなければならないが、大神氏の豊後移入の動機そのものが、反宇佐氏的（反宇佐宮ではない）であるが故に、宇佐宮に領家職を寄進せずに三聖寺に守進したと考えられる。その動機には宝福寺、大護寺等の影響を見逃すことはできない。三聖寺との関係は別に譲るとして、三聖寺領になつてからの鎮守はどう変化したのであろうか。大野庄には八幡宮と並んで古い神社がある。既に述べた如く旧県社八坂

（祇園）神社である。豊後国志によると

一大野郷大鳥村、嘉曆元年立祠、有石燈、題曰正中二年、願主沙弥道蓮、又石華表榜額、有康応元年字、其地曰

大鳥、蓋大鳥居転訛也。

とあるが、神社の勧請の年より、石燈の方が古いというのも疑問である。神社はそれ以前の勧請でなくてはならない。私はこの祇園社が三聖寺寄進の時に勧請された鎮守であったが、実質的鎮守八幡宮が存続していたので形式化したのであろうと考える。従つて文書にはあくまで「大野庄鎮守八幡」の文字が諸所に出るのである。しかし康応の鳥居といい、その鎮座の場所が大野庄の中央であることどいい、その三聖寺鎮守の可能性を考えるのである。さて三聖寺寄進の年代については史料的に明でないが、三聖寺領目録の中に「一結大野庄建久九年実檢目録送文等入唐錦袋」というがあるので、少くとも建久九年以前平安末期に寄進したものと思われる。もし祇園社を三聖寺鎮守とすれば、その創立年代もその頃と推定されるわけである。

然し泰基の名は建久二年にみえる（深山文書）ので、その父家基又はその父盛基の頃であろうか。言うまでもなく

文書にはあくまで大野庄鎮守は八幡宮としているが、それはあたかも本所領家職を寄進しても在地支配権を保留したと同様に在地の宗教的支配権は八幡宮が保留していたのである。

(3) 大野氏の滅亡

このように豊後の莊園は多く律令制の末端機構である郷司が領主化し更に地頭に移行している莊が多い（都甲庄の場合）この点をみても分る如く、その庄園形態は一円庄として、その「名」も散在的な名はみられない。その点豊前の宇佐宮の如く領家の直接支配の可能な庄園は畿内的であり、例えば宇佐宮周辺や北九州の如きは散在庄園が多く豊前到津庄等の如く散在名を相博によつて成立した莊などとは異つてゐる。大野庄の場合も豊後辺境庄園の一典型としての成立過程がみられる。

従つて豊前に有力武士団の成立をみなかつた点も畿内的であるのに對して豊後の場合は大神一族という族的結合と合せて名主層を律令的官制によつて在地に直接支配下に置いていた関係で有力小武士団の成立を促すに充分なる基盤を有していた。その結果が大神緒方惟栄の輩出となり、豊後武士団はやがて武門棟領としての平氏に郎従関係をもつたわけであるが、それは反宇佐氏的要因と合せて源氏に代り、源平の争乱時の活動をみせるが、緒方氏の失脚は豊後武士団の棟領に大野氏を交代せしめる結果となつたのである。

かくて大野泰基の叛乱があり、豊後では大友能直というが、実は中原親能による討伐が起る。この問題については渡辺澄夫博士の詳細な研究^①にして、大野泰基は中原親能の討伐をうけるが大野氏記録では子孫を残す為に神角寺山に自尽したと伝えられる。その子に能基があるが、大野庄地頭職は中原親能に没官された。地頭職の没官は大官司職の没官にもなつてゐるようである。同じく大神氏系図によると、基定に至つて始めて大宮司職の相続を許されて

いる。従つてこれまで地頭職が大宮司職を兼帶していたことが知られる。宗教と政治の深い関係をみることができる。大野氏系図には

泰基——能基——基定

承元元年卯月五日大友能直公大野八幡宮御参詣任先例大宮司
職印相続旨有上意而即賜一字改直基 但片島村中尾矣

秀基——保基

とあるが、先掲「本上津古談」によると「承元元年丁卯正月云々」であり、又「又憚事有而大野氏を贊而三代与称ス」にある。三代の意は不明であるが、泰基以来三代の意であろうか、「三代」の氏は戦国時代迄使われている。（上津八幡文書）しかし図田帳には「大野氏」を使つてるので三代は通称として使つたものであろう。前掲大野系図に見る如く、基定に至つて始めて能直に大宮司職を安堵され一字を賜わり直基となつたとあるが、大野系図によれば大野基直は能直から「相模國大友郷あら八屋敷」を譲られているが大宮司職の得分ではなかろうか。弘安図田帳には「中村六十八町九反小大野太郎基直相続、廿一町一反三百歩基直妹相続」とあるし、大野系図にみる直基は基直と同一人ではなかろうか。基直として一字を与えられ、能直の猶子になる事によって豊後の旧族大野氏は遺されたとみるべきであろう。（昭和三七年七月未完）

(注) ① 渡辺澄夫博士「豊後大友氏の下向土着と嫡子単独相続制の問題」（大分県地方史二五号）

(附) 本稿は竹内理三博士を主班とする昭和三七年度文部省科学研究費による共同研究「九州莊園の総合的研究」の一部である。